

医療ガス設備保守点検仕様書

1. 基本事項

滝川市立病院の医療ガス設備及び付属関連機器（以下「医療ガス設備」という。）が医療ガスを正しく安全に供給し、所定の機能を長期にわたり維持して満足に使用するため医療ガス設備の保守点検を行うことを目的とする。ただし、本仕様書に記載されていない事項であっても業務の遂行上、発注者が必要と認めた事項については、受注者の責任において行うものとする。

医療ガス設備機器一覧は別紙とする。

2. 点検設備(詳細は機器一覧表のとおり)

医療ガス設備

3. 保守点検内容

(1) 日常点検・定期保守点検及び総合分解整備

定期保守点検は「医療ガス設備保守点検基準」によるものとし、医療ガス設備が医療ガスを正しく安全に供給され所定の能力で使用できる状態にあることを点検するほか適正な基準に合うように調整する。又、必要に応じ部分的な補修あるいは部品の取り替えを行うものとする。

(2) 日常点検内容

院内供給装置（マニホールド、圧縮空気装置、吸引装置など）

圧力・漏れ確認、概観確認

(3) 定期保守点検の回数

保守点検は3か月点検、6か月点検、9か月点検、1年点検の年4回実施するもので1年点検時には総合分解整備を行うこと。（分解整備で発生するパッキン等の消耗品は無償対応）

(3) 修理部品代金

保守点検に伴う修理部品の料金については、別に発注者に請求するものとする。また、発注者の故意又は重大過失ならびに天災による修理はその実費相当額を発注者が負担するものとする。

(4) 点検時の注意事項

院内点検時に不足事態が発生した場合は、30分以内にガス供給を行える体制があること。

(5) 点検日程

受注者は事前に発注者に点検工程を提出し、日程の調整を行うものとする。

(6) 不具合発生時の対応

緊急対応については、原則発生より30分以内に現場に到着する体制があること。また、対応にあたる人員が確保できること。

4. 担当者の変更

受注者は、業務に従事する担当職員が変更になった場合、引継手順を明確にして引継ぎを行なうこと。

5. その他

その他、業務の遂行上、発注者が受注者に指示する事項及び必要と認めた事項の処理をするものとする。